



2025年12月19日

各 位

会社名 全保連株式会社

代表者名 代表取締役社長執行役員 荻木 英彦

(コード番号 : 5845 東証スタンダード市場)

問合せ先 執行役員経営企画部部長 長瀬 雅史

電話番号 050-3124-6500

監査等委員会設置会社への移行、取締役人事および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、2026年6月24日開催予定の第25回定時株主総会における承認を条件として、当社のさらなる企業価値向上のために監査等委員会設置会社へ移行することを決議いたしました。また、これに伴い、取締役人事および定款の一部変更についても同定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行

(1) 移行の目的

当社は2025年4月に、日本最大級の金融機関である株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの連結子会社となり、圧倒的な信用力とシナジー効果を獲得したことで堅調な業績を維持していることに加え、さらなるシナジー効果発現のため、当期中に三菱UFJカード決済商品を導入予定である他、借入僅少で実質無借金（現預金>借入金）と、昨今の金利上昇には極めて強い耐性を有するという利点を活かして、従来とは非連続な成長および企業価値向上を目指しております。

こうした状況下、コーポレート・ガバナンスにおいてもより一層の高度化を図るべく、監査等委員会設置会社への移行を決定したものです。

当社が営む家賃債務保証業務は、二十余年の歴史しか有しない新しいビジネスモデルであり、未だ世間での認知度は決して高くはなく、セオリーも確立しておらず、業界に精通した人材も限られるという特色があります。

このため当社の経営は、家賃債務保証業界及び業務に精通すると共に、高い見識を有する経営陣のリーダーシップに依るところが大きいものとなっております。

こうした背景から当社は、経営陣が持てるリーダーシップを最大限に発揮できると同時に、経営陣に対するモニタリングが有効に機能するコーポレート・ガバナンス体制を志向してまいりました。

その結果、監査等委員会設置会社に移行し、取締役会における議決権を有する監査等委員である取締役を置くことによって、当社の特性を活かしつつ、取締役会の監査・監督機能の更なる高度化を図ることが当社にとって最善のコーポレート・ガバナンス体制であり、当社のより一層の企業価値向上に資すると判断いたしました。

(2) 移行の時期

2026年6月24日開催予定の第25回定時株主総会において、関連する取締役人事と定款変更について承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 取締役人事

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）の候補者

氏名	新役職名（予定）	現役職名	備考
茨木 英彦	代表取締役社長執行役員 内部監査担当	代表取締役社長執行役員	重任
村上 宏太郎	取締役専務執行役員オペレーション本部長	取締役専務執行役員オペレーション本部長	重任
林 憲司	取締役専務執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長	取締役専務執行役員コーポレート本部長兼経営企画部長	重任
生島 志朗	取締役常務執行役員コーポレート本部本部長兼コーポレートサービス部長兼経営企画部部長	常務執行役員コーポレート本部本部長兼コーポレートサービス部長兼経営企画部部長	新任
下國 裕己	取締役常務執行役員営業本部長兼コーポレート本部本部長兼営業企画部長兼経営企画部部長	常務執行役員営業本部長兼コーポレート本部本部長兼営業企画部長兼経営企画部部長	新任
村上 時弘	取締役	取締役	重任
平野 義之	社外取締役	社外取締役	重任

(2) 監査等委員である取締役の候補者

氏名	新役職名（予定）	現役職名	備考
松本 拓生	社外取締役 監査等委員	社外取締役	新任
菅 隆志	社外取締役 監査等委員	社外取締役	新任
杢山 栄理	社外取締役 監査等委員	社外監査役	新任

(3) 退任予定監査役（第25回定時株主総会の終結の時をもって退任予定）

氏名	現役職名	備考
水田 正明	常勤監査役	退任
森脇 仁子	社外監査役	退任

(4) 日程

2026年6月24日開催予定の第25回定時株主総会決議後（予定）

(5) 資本業務提携契約との関係について

当社が2024年2月14日付にて三菱UFJニコス株式会社（以下「三菱UFJニコス」）及び株式会社三菱UFJ銀行と締結した資本業務提携契約においては、2025年3月期定時株主総会終了時以降の当社の取締役の総数を8名、そのうち業務執行取締役及び社外取締役はそれぞれ4名とし、当社取締役の総数のうち、業務執行取締役1名及び社外取締役1名を三菱UFJニコスがそれぞれ指名する権利を有するものと定められております。かかる指名権が付与された趣旨につきましては、2025年2月14日「三菱UFJニコス株式会社による当社株式に対する公開買付けに関する賛同及び応募中立の意見表明並びに同社及び株式会社三菱UFJ銀行との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ」にて開示しました通り、資本業務提携契約のシナジー効果実現のための各施策を効率的に講じるために、より望ましい経営体制を構築するとの点にあります。

本取締役人事に伴い、当社の取締役の総数は10名、うち業務執行取締役が5名となります。これは上記の通り、当社がさらなる成長および企業価値向上を目指すための一線のリスクオーナーシップ強化が目的であり、当社経営・ガバナンス上は問題無いものと当社及び三菱UFJニコスは判断いたしました。このため、当社及び三菱UFJニコスは、資本業務提携契約の趣旨を踏まえた個別例外的な措置として、資本業務提携契約を特段修正等することなく引き続きその趣旨を生かしながら、両社のシナジー効果を高めていくことといたしましたので、ここにご報告する次第です。

3. 定款の一部変更

(1) 定款変更の目的

上記のとおり、当社は、第25回定時株主総会での承認を条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することといたしました。これに伴い、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設ならびに監査役会及び監査役に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2026年6月24日（予定）

定款変更の効力発生日 2026年6月24日（予定）

以上

現行定款	変更案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条～第4条 <条文省略>	第1条～第4条 <現行どおり>
第2章 株 式	第2章 株 式
第5条～第10条 <条文省略>	第5条～第10条 <現行どおり>
第3章 株主総会	第3章 株主総会
第11条～第17条 <条文省略>	第11条～第17条 <現行どおり>
第4章 取締役、取締役会、代表取締役	第4章 取締役、取締役会、代表取締役
第18条 <条文省略> (取締役の員数)	第18条 <現行どおり> (取締役の員数)
第19条 当会社の取締役は、 <u>5名以上15名以内</u> とする。 <新 設>	第19条 1. 当会社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く</u>) は、 <u>10名以内</u> とする。 2. <u>当会社の監査等委員である取締役</u> は、 <u>5名以内</u> とする。 (取締役の選任方法)
(取締役の選任方法)	
第20条 1. 当会社の取締役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。	第20条 1. 当会社の取締役は、 <u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u> 、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。
2. <u>取締役の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u>	2. <u>前項の選任決議については、累積投票によらないものとする。</u>
(取締役の任期)	
第21条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。	第21条 1. <u>取締役 (監査等委員であるものを除く)</u> の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
<新 設>	2. <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>
<新 設>	3. <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u>
<新 設>	4. <u>会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任決議が効力を有する期間は、当該決議によって短縮されない限り、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u>
(代表取締役及び役付取締役)	(代表取締役及び役付取締役)
第22条 1. 取締役会は、その決議によって、代表取締役を選定する。	第22条 1. 取締役会は、その決議によって、 <u>取締役 (監査等委員であるものを除く)</u> の中から代表取締役を選定する。
2. 取締役会は、その決議によって、取	2. 取締役会は、その決議によって、取

現行定款	変更案
締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。	締役（監査等委員であるものを除く）の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を定めることができる。
(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 <条文省略> (取締役会の招集通知) 第24条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役及び各監査役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 第25条～第26条 <条文省略> <新設>	(取締役会の招集権者及び議長) 第23条 <現行どおり> (取締役会の招集通知) 第24条 1. 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2. 取締役会は、取締役全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。 第25条～第26条 <現行どおり> (取締役への委任) 第27条 <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く）の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</u>
(取締役会の議事録) 第27条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役及び監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。 第28条 <条文省略> (取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	(取締役会の議事録) 第28条 取締役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。 第29条 <現行どおり> (取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
第30条 <条文省略> 第5章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第31条 当会社は、監査役及び監査役会を置く。 (監査役の員数) 第32条 当会社の監査役は、3名以上5名以内とする。 (監査役の選任方法) 第33条 当会社の監査役は、株主総会において、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。 (監査役の任期) 第34条 1. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに關	第5章 監査等委員会 (監査等委員会の設置) 第32条 当会社は、監査等委員会を置く。 <削除> <削除> <削除>

現行定款	変更案
<p>する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p> <p>(常勤の監査役)</p> <p>第35条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第36条 1. 監査役会を招集するには、監査役会の日の3日前までに、各監査役に対してその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査役会は、監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(監査役会の決議方法)</p> <p>第37条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって決する。</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第38条 監査役会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査役が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。</p> <p>(監査役会規程)</p> <p>第39条 監査役会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査役会の決議によって定める監査役会規程の定めるところによる。</p> <p>(監査役の報酬等)</p> <p>第40条 監査役の報酬等は、株主総会の決議をもって定める。</p> <p>(監査役の責任免除)</p> <p>第41条 1. 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</p> <p>2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</p>	<p>(常勤の監査等委員)</p> <p>第33条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</p> <p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 1. 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2. 監査等委員会は、監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。</p> <p>(監査等委員会の決議方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって決する。</p> <p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会の議事は、その経過の要領及び結果並びにその他法令に定める事項を議事録に記載し、出席した監査等委員が記名押印又は電子署名し当会社に保存する。</p> <p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は本定款に定めるもののほか、監査等委員会の決議によって定める監査等委員会規程の定めるところによる。</p> <p><削 除></p> <p><削 除></p>
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第42条～第44条 <条文省略></p>	<p>第6章 会計監査人</p> <p>第38条～第40条 <現行どおり></p>

現行定款	変更案
<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第45条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査役会の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第46条～第49条 <条文省略></p> <p><新 設></p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p> <p>第41条 会計監査人の報酬等は、取締役が監査等委員会の同意を得て決定する。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p>第42条～第45条 <現行どおり></p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第46条 1. 第25回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任の取締役会決議による免除については、なお従前の例による。</p> <p>2. 第25回定時株主総会終結前の監査役の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお従前の例による。</p>